



健康経営を推進する職場のための EAPハンドブック

编者：市川佳居、廣 尚典、阿久津聡、西川あゆみ
 著者：廣 尚典、阿久津聡、徳永麻子、西川あゆみ、市川佳居、マーク・アトリッジ
 発行：金子書房 定価：3,080円

本書は、人事、労働衛生担当者や管理職、産業保健スタッフ、心理職等の方を対象に、EAP (Employee

Assistance Program：従業員支援プログラム)の活用方法を解説したハンドブックである。まず、産業保健・メンタルヘルス対策の実際、健康経営とは何か？について整理されており、それらの基礎知識を踏まえて読み進めば、健康経営におけるEAPの役割とベネフィットがわかる。EAPによる、従業員個人への「適応支援」と、事業場全体への「理念浸透支援」が例示され、個

人支援の効果測定に関する知見についても丁寧に解説されている。多くの読者の関心領域であろう、EAPプログラムとサービス、「内部EAP」とその評価、EAPの効果測定法、費用対効果の把握法についても、豊富な知見と実績の両面から詳細な説明がなされている。事業場におけるメンタルヘルス施策が、十分に行われているか、うまく効果を発揮できているか、自社でのチェックを可能とし、健康経営を推進する担当者には必携の書であろう。

こやま ふみひこ
 小山 文彦

(東邦大学 産業精神保健・職場復帰支援センター長・教授)

情報スクランブル Scramble

厚生労働省より 危険有害作業を請け負わせる一人親方等に対する保護措置の義務化

2023年4月1日、労働安全衛生規則等の一部を改正する省令が施行され、危険有害作業を行う事業者は、作業を請け負わせる一人親方等や同じ作業場所にいる労働者以外の人(一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない)に対して一定の保護措置が義務付けられた。

作業を請け負わせる一人親方等に対しては、請負人(一人親方、下請業者)だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させるなどの配慮を行うこと、特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業では、請負人に対してもその作業

方法を周知することなどが義務付けられた。

同じ作業場所にいる労働者以外の人に対しては、労働者に保護具の使用義務がある作業場所では、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること、労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所では、その場所にいる労働者以外の人でも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすることが義務付けられた。

※詳細については以下のURLより

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anken/newpage_00008.html

第96回 日本産業衛生学会 開催案内

会 期：2023年5月10日(水)～12日(金)
 会 場：ライトキューブ宇都宮(栃木県宇都宮市)
 開催方法：ハイブリッド開催(現地会場+Live配信+オンデマンド配信) 予定
 メインテーマ：強くしなやかな産業保健をめざして
 ホームページ：<https://convention.jtbcom.co.jp/sanei96/>

「産業保健21」112号アンケートのお願い

「産業保健21」では、産業保健活動の実務に資する具体的、実践的な情報を提供しています。今後、更なる充実を図るため、アンケートにご協力いただきますようお願いいたします。

右記のいずれかの方法でご回答いただきますようお願いいたします。

※このアンケートでご記入いただいた内容は「産業保健21」制作の参考にさせていただきます。

QRコード：右のQRコードを読み込み、表示された登録ページからご回答ください。



ホームページ：下記ホームページのアンケートページからご回答ください。

(URL) <https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/johoteikyo/tabid/2299/frmid/244/Default.aspx>

問い合わせ：(独)労働者健康安全機構 勤労者医療・産業保健部産業保健課